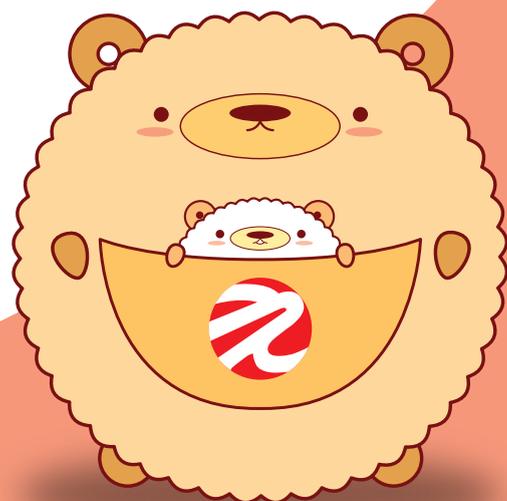


沿革



当金庫のあゆみ

| | | | |
|----------|---|---------|------------------------|
| 昭和25年 3月 | 中小企業等協同組合法による「気賀信用組合」を引佐郡気賀町に設置 | 59年 6月 | 「葵西支店」を浜松市葵町に設置 |
| 26年 6月 | 中小企業等協同組合法による「浜名郡信用組合」を浜名郡中野町に設置 | 60年 2月 | 「浜北北支店」を浜北市於呂に設置 |
| 27年 6月 | 信用金庫法により「浜名郡信用組合」を「浜名郡信用金庫」に改組 | 62年 7月 | 「中川支店」を引佐郡細江町に設置 |
| 27年 9月 | 「気賀信用組合」を「引佐郡信用組合」に名称変更 | 平成元年10月 | 「浜北北支店」を「赤佐支店」に名称変更 |
| 28年 3月 | 信用金庫法により「引佐郡信用組合」を「引佐信用金庫」に改組 | 2年 3月 | 「都田支店」を浜松市都田町に設置 |
| 38年11月 | 「浜名郡信用金庫」を「浜名信用金庫」に名称変更 | 3年10月 | 「湖西支店」を湖西市鷺津に設置 |
| 46年 4月 | 「引佐信用金庫」・「浜名信用金庫」が合併して「遠州信用金庫」発足 | 4年10月 | 「高丘支店」を浜松市高丘町に設置 |
| 46年 7月 | 「館山寺支店」を浜松市館山寺町に設置 | 5年 2月 | 「引佐支店」を新築移転 |
| 47年 7月 | 営業地区に袋井市・周智郡を追加拡張 | 5年10月 | 「豊田支店」を磐田郡豊田町に設置 |
| 48年 4月 | 「本店」を浜松市中沢町81番18号に位置変更 「旧本店」を「和田支店」として設置 | 6年 9月 | 大蔵省より外為業務認可 |
| 50年 7月 | 「入野支店」を浜松市入野町に設置 | 9年 8月 | 「半田支店」を浜松市東三方町に設置 |
| 51年 6月 | 営業地区に愛知県豊橋市を追加拡張 | 9年 9月 | 「三ヶ日支店」を新築移転 |
| 54年 2月 | 「中島支店」を浜松市中島町に設置 | 12年 2月 | 「本店」を新築し2階に「相談センター」を開設 |
| 56年 5月 | 「積志支店」を浜松市有玉北町に設置 | 12年11月 | 「笠井支店」を新築移転 |
| 58年 2月 | 「萩丘支店」を浜松市小豆餅に設置 | 15年 9月 | 「舞阪支店」を新築移転 |
| | | 17年 7月 | 営業地区に掛川市を追加拡張 |
| | | 18年10月 | 「和田支店」を新築移転 |
| | | 25年10月 | 「三方原支店」を新築移転 |
| | | 26年11月 | 「中野町支店」を新築移転 |
| | | 28年10月 | 「中島支店」を新築 |
| | | 令和4年 3月 | 「入野支店」を新築 |

主要な事業の内容

信用金庫は信用金庫法に基づき、地域協同組織金融機関として中小企業、国民大衆を取引対象に事業を行っています。事業内容として主なもの「預金業務」、「融資業務」、「為替業務」ですが、その他多種の業務、サービスを行っています。当金庫の行う業務として、定款第2条（事業）に以下のとおり定めています。

事業

- (1) 預金又は定期積金の受入れ
- (2) 会員に対する資金の貸付け
- (3) 会員のためにする手形の割引
- (4) 法令の定めるところによる地方公共団体、金融機関その他会員以外の者に対する資金の貸付け及び手形の割引
- (5) 為替取引
- (6) 上記(1)～(5)の業務に付随する債務の保証又は手形の引受けその他信用金庫業務に付随する業務
- (7) 国債、地方債、政府保証債その他の有価証券について金融商品取引法により信用金庫が営むことのできる業務（上記(6)により行う業務を除く。）
- (8) 担保付社債信託法その他の法律により信用金庫が営むことのできる業務
- (9) その他前各号の業務に付帯又は関連する業務

